

秋田県有料老人ホーム立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内（秋田市を除く）の有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する届出をした施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定する登録を受けた施設のうち入居者に対して老人福祉法第29条第1項に規定するサービスを提供する施設。以下「施設」という。）の管理運営、サービス、入居者処遇等の状況について、老人福祉法及び秋田県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成15年3月1日施行）等の規定に照らし、改善を要すると認められる事項について必要な助言、指導、命令等を行うことにより、施設の適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的として、老人福祉法第29条第11項の規定に基づき県が実施する施設に対する立入検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(形態)

第2条 立入検査の形態は、定期検査と随時検査とする。

- 2 定期検査は、毎年度当初に定める実施方針及び実施計画により行うものとし、同一施設に対する立入検査は、原則として5年に1回実施するものとする。
- 3 随時検査は、施設の管理運営、サービス、入居者処遇等に関する通報、苦情等があった場合において、その内容が、老人福祉法第29条第4項から第8項までの規定に違反するおそれがあるとき、又は当該施設の入居者の処遇に関し不当な行為に該当し、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為に該当するおそれがあるとき、その他入居者の保護のために必要があるとき、随時に実施するものとする。

(実施方法)

- 第3条 県は、定期検査を行う場合は、あらかじめ当該施設の設置者、管理者又は設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対し、有料老人ホーム自主点検調書兼検査調書（様式第1号）を送付し、検査日時及び検査職員の職氏名を文書により通知するものとする。
- 2 前項の規定により送付を受けた当該施設の設置者、管理者又は介護等受託者は、有料老人ホーム自主点検調書兼検査調書に必要な事項を記入し、県の指定する日までに当該施設を所管する地域振興局福祉環境部企画福祉課へ提出するものとする。
 - 3 随時検査を行う場合には、あらかじめ当該施設の設置者、管理者又は介護等受託者に対し、検査日時及び検査職員の職氏名を告知するものとする。ただし、急を要する等必要と認めるときは、事前に告知することなく立入検査を行うことができるものとする。
 - 4 立入検査は、当該施設又は当該介護等受託者の事務所若しくは事業所において、原則として当該施設の責任者の立会のもとに行うものとする。
 - 5 立入検査は、職員2名以上で行うものとする。
 - 6 検査職員は、質問又は立入検査を行う職員の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(検査事項)

第4条 立入検査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 設置届等に関する事(施設のうちサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けたもの(以下「サ高住」という。)を除く)。
- (2) 変更届に関する事(サ高住を除く)。
- (3) 事故報告に関する事。
- (4) 設置主体に関する事(サ高住を除く)。
- (5) 立地条件に関する事(サ高住を除く)。
- (6) 規模及び構造設備に関する事。
- (7) 職員の配置等に関する事。
- (8) 施設の管理運営に関する事。
- (9) サービスに関する事。
- (10) 事業収支計画に関する事(サ高住を除く)。
- (11) 利用料等に関する事。
- (12) 契約内容等に関する事。
- (13) 情報開示に関する事。
- (14) 広告の基準に関する事。
- (15) その他必要と認められる事項に関する事。
- (16) 前回の立入検査時の指摘事項に対する改善実施状況に関する事。

(検査結果)

第5条 検査職員は、検査後速やかに検査結果を知事に復命するものとする。

- 2 県は、立入検査の結果、改善を要すると認められる事項等があるときは、当該施設に対し、当該改善を要する事項等を改善指導事項及び改善結果報告書(様式第2号)により通知するとともに、その改善結果について同書面により報告を求めるほか、必要に応じて職員を派遣する等により改善結果を確認するものとする。

(改善命令)

第6条 県は、前条による通知があつたにも関わらず改善を行わない施設について、入居者の保護のため必要があると判断した場合には、老人福祉法第29条第13項による改善命令を行うものとする。ただし、入居者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められるときは、前条第2項による手続きを省略し、直ちに改善命令を行うことができる。

(事業の制限又は停止命令)

第7条 県は、前条による命令があつたにも関わらず改善を行わない施設について、入居者の保護のため特に必要があると判断した場合には、老人福祉法第29条第14項による事業の制限又は停止命令を行うものとする。ただし、入居者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められるときは、第5条第2項及び前条による手続きを省略し、直ちに事業の制限又は停

止命令を行うことができる。

(検査結果の保管)

第8条 県は、過去の検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な助言、指導等を行うため、施設から提出された改善指導事項及び改善結果報告書を施設ごとに保管しておくものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、施設に対する立入検査の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。